2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１１）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１２）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１３）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１４）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。

（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１９）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注２０）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注２１）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注２２）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注２３）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２４）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。

（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。

（注３７）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。

（注３８）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電